

平成十三年法務省令第三号

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程（平成五年法務省令第十三号）の全部を次のように改正する。（名称及び位置）

第一条 刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑務所等」という。）の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（所長）

第二条 刑務所等に、所長を置く。

（次長）

第二条の二 市原青年矯正センターに、次長一人を置く。

2 次長は、所長を助け、市原青年矯正センターの事務を整理する。

第三条 次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

（刑務所等の名称）

府中刑務所	横浜刑務所	名古屋刑務所	広島刑務所	大阪刑務所	福島刑務所	議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
札幌刑務所	宮城刑務所	神戸刑務所	広島刑務所	大阪刑務所	福島刑務所	議室	総務部	処遇部	教育部	医務部	分類審査室
岡刑務所	川越少年刑務所	高松刑務所	高松刑務所	大阪刑務所	福島刑務所	議室	総務部	処遇部	教育部	医務部	分類審査室
東京拘置所						策室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
大阪拘置所						策室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
千葉刑務所	静岡刑務所	京都刑務所	高松刑務所	高松刑務所	福島刑務所	議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
分刑務所						策室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
柄木刑務所						策室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
網走刑務所	月形刑務所	山形刑務所	福島刑務所	喜多方刑務所		議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
連川社会復帰促進センター	加古川刑務所	長崎刑務所				議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
東日本成人矯正医療センター						議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
岡崎医療刑務所	大阪医療刑務所	北九州医療刑務所				議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
島根あさひ社会復帰促進センター	美祢社会復帰促進センター					議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室
その他	の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）					議室	総務部	処遇部	分類部	医務部	国際対策室

- 七 経理に関すること。
八 領置物及び保管物に関すること。
九 営繕に関すること。
十 納入に関すること。

十一 職員の福祉に関すること。
十二 前各号に掲げるもののほか、刑務所等の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

と。（総務部に置く課及び所掌事務）

第五条 次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる所掌事務に置く。

刑務所等の名称	第六条から第八条まで 削除	
	課の名稱	所掌事務
東日本成人矯正医療センター 島根あさひ社会復帰促進センター 美祢社会	庶務課	前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	庶務課	前条第七号から第十一号までに掲げる事務
	会計課	前条第七号（用度課の所掌に属するものを除く。）
	経理課	前条第七号から第十一号まで及び第十二号に掲げる事務
	事務	前条第一号から第六号まで及び第十二号に掲げる事務
	用度課	前条第七号に掲げる事務のうち、物資の購入及び保管に関する事務並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事務
	会計課	前条第七号に掲げる事務のうち、物資の購入及び保管に関する事務並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事務
	経理課	前条第七号に掲げる事務のうち、物資の購入及び保管に関する事務並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事務
	事務	前条第七号に掲げる事務のうち、物資の購入及び保管に関する事務並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事務

（総務部の調査官）

第九条 第五条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、柄木刑務所、東日本成人矯正医療センター、横浜刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち特定事項に係るものを探査し、企画する事務をつかさどる。

（市原青年矯正センターの庶務課）

2 庶務課は、第四条各号に掲げる事務をつかさどる。

（処遇部及び矯正処遇部の所掌事務）

2 処遇部及び矯正処遇部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（市原青年矯正センターの所掌事務）

2 前項に掲げる部及び室のほか、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターの所掌事務は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）の所掌事務は、次に掲げる事務をつかさどる。

（総務部の所掌事務）

2 前項に掲げる部及び室のほか、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターの所掌事務は、次に掲げる事務をつかさどること。

一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

二 人事に関する事。

三 名籍に関する事。

四 指紋に関する事。

五 統計に関する事。

六 刑事施設視察委員会の庶務に関する事。

(医務部及び医療部の所掌事務)

第三十一条 医務部及び医療部は、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務（准看護師養成部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務)
第二十二条 次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置

		医療第一課	内科系身体疾患の医療に関する事項（看護課の所掌に属するものを除く。）。
看護課	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関する事項（看護課の所掌に属するものを除く。）。	
看護に関する事項。			

（医療第一部の所掌事務）	第二十二条の二 医療第一部は、第二十一条に規定する事務（医療第二部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。											
	（医療第一部に置く課及び所掌事務）											
第二十二条の三 次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これららの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>刑務所の名称</th><th>課の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本成人矯正保健課 （医療第一部の所掌事務）</td><td>保健、衛生、防疫及び薬剤に関する事務。</td></tr> <tr> <td>医療センター</td><td>看護第一課 病室における看護に関する事務。</td></tr> <tr> <td></td><td>看護第二課 診察室、手術室その他の施設における看護に関するもの（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。</td></tr> </tbody> </table>		刑務所の名称	課の名称	東日本成人矯正保健課 （医療第一部の所掌事務）	保健、衛生、防疫及び薬剤に関する事務。	医療センター	看護第一課 病室における看護に関する事務。		看護第二課 診察室、手術室その他の施設における看護に関するもの（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。		
刑務所の名称	課の名称											
東日本成人矯正保健課 （医療第一部の所掌事務）	保健、衛生、防疫及び薬剤に関する事務。											
医療センター	看護第一課 病室における看護に関する事務。											
	看護第二課 診察室、手術室その他の施設における看護に関するもの（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。											
第二十二条の四 医療第二部は、第二十一条に規定する事務のうち、医療に関する事務（病室、診察室、手術室その他の施設における看護に関するものを除く。）をつかさどる。 （医療第一部に置く課及び所掌事務）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>刑務所の名称</th><th>課の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本成人矯正医療センター</td><td>医療第一課 精神及び神経系疾患の医療に関する事務。</td></tr> <tr> <td></td><td>医療第二課 内科系身体疾患の医療に関する事務。</td></tr> <tr> <td></td><td>医療第三課 外科系身体疾患の医療に関する事務。</td></tr> <tr> <td>医療第四課</td><td>医療共助及び外部医療機関等との連携に関する事務。</td></tr> </tbody> </table>		刑務所の名称	課の名称	東日本成人矯正医療センター	医療第一課 精神及び神経系疾患の医療に関する事務。		医療第二課 内科系身体疾患の医療に関する事務。		医療第三課 外科系身体疾患の医療に関する事務。	医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関する事務。
刑務所の名称	課の名称											
東日本成人矯正医療センター	医療第一課 精神及び神経系疾患の医療に関する事務。											
	医療第二課 内科系身体疾患の医療に関する事務。											
	医療第三課 外科系身体疾患の医療に関する事務。											
医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関する事務。											
（医務課等の所掌事務）	第二十三条 次の表の上欄に掲げる医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）の置かれていらない刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。											

刑務所等の名称	所掌事務	課の名称	課に規定する事務	医務第二十一条
旭川刑務所	帶広刑務所	網走刑務所	月形刑務所	青森刑務所
山形刑務所	福島刑務所	水戸刑務所	喜連川社会復帰促進センター	秋田刑務所
所市原刑務所	新潟刑務所	甲府刑務所	長野刑務所	前橋刑務
所福井刑務所	岐阜刑務所	笠松刑務所	三重刑務所	金沢刑務
会復帰促進センター	鳥取刑務所	松江刑務所	岡山刑務所	播磨社
刑務所	徳島刑務所	松山刑務所	山口刑務所	岩国
務所鹿児島刑務所	沖縄刑務所	高知刑務所	麓刑務所	長崎刑務
矯正センター	松本少年刑務所	姫路少年刑務所	盛岡少年刑務所	宮崎刑
名古屋拘置所	京都拘置所	神戸拘置所	佐賀少年刑務所	市原青年
柄木刑務所	和歌山刑務所	福岡拘置所	立川拘置所	
熊本刑務所				
福岡拘置所				

卷之三

(准看護師養成部の月報) 第二十三条の二 準看護師養成部は、准看護師の養成並びにこれに係る保健、衛生、防疫、医療及

（更生支援企画官の職務）
（更生支援企画官の職務）

第二十四条 更生支援官は命令を受けて 丹羽戸等の戸籍事務のうち半定期に係るものと訓査し、企画する事務をつかさどる。

第二十五条 総務部長（市原青年矯正センターにあつては、次長）は、所長に事故のあるとき、又

（支所の名称及び位置）
は所長が久にいたときには
その職務を代理する

第二十六條 (支所長) 形務所等の支所の名稱及び位置は別表第一のとおりとする。

第二十七條 支所には、支所長を置く。
(支所の次長)

第二十八条 札幌刑務支所、札幌拘置支所、釧路刑務支所、福島刑務支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所、尾道刑務支所、さいたま拘置支所及び小倉拘置支所に、それぞれ次長

2 人を置く
次長は、支所長を助け、支所の事務を整理する。

(支所に置く課及び所掌事務)

は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

札幌拘置支所	釧路刑務支所	仙台拘置支所	宇都宮刑務所
名称	名称	名称	名称

第四条第一号から第五号まで及び第七

都官拘置支所	横須賀刑務支所	横浜拘置支所
豊橋刑務支所	尾道刑務支所	西条刑務支所
さ	さ	さ
課	号から第十一号までに掲げる事務	二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌

いたま拘置支所 姫路拘置支所 小倉拘置支所 事務で他の所掌に属しないものに関すること。

医務第二十一条に規定する事務

札幌刑務支所 福島刑務支所

二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務（以下「所掌事務」といふ）に関する二

（アーヴィング著「アーヴィングの生涯」）

課題
疫
因
疫病にて薬育は間違ふこと

水戸拘置支所	小田原拘置支所	浜松拘置支所	一 第四条第一号から第五号まで及び第七
沼津拘置支所	岐阜拘置支所	岡崎拘置支所	号から第十一号までに掲げる事務
賀拘置支所	堺拘置支所	丸の内拘置支所	二 前号に掲げるもののほか、支所の所掌
拘置支所	下関拘置支所	久留米拘置支所	事務で他の所掌に属しないものに関するこ
拘置支所	鹿児島拘置支所	長崎	と。
	那覇拘置支所	松戸	

二 少年刑務所の支所		宮古拘置支所		那覇市	
所轄少年刑務所	名称	所轄少年刑務所	名称	盛岡少年刑務所	位置
川越少年刑務所	一関拘置支所	川越少年刑務所	さいたま拘置支所	一関市	さいたま市
松本少年刑務所	熊谷拘置支所	松本少年刑務所	飯田拘置支所	熊谷市	飯田市
姫路少年刑務所	上諏訪拘置支所	姫路少年刑務所	飯田拘置支所	上諏訪市	飯田市
所轄拘置所	姫路拘置支所	所轄拘置所	姫路拘置支所	姫路市	姫路市
三 拘置所の支所		宮古島市		那覇市	
東京拘置所	松戸拘置支所	東京拘置所	松戸拘置支所	松戸市	松戸市
名古屋拘置所	半田拘置支所	名古屋拘置所	半田拘置支所	半田市	半田市
京都拘置所	奈良拘置支所	京都拘置所	奈良拘置支所	奈良市	奈良市
小倉拘置所	葛城拘置支所	小倉拘置所	葛城拘置支所	尼崎市	尼崎市
福岡拘置所	尼崎拘置支所	福岡拘置所	尼崎拘置支所	北九州市	北九州市
大阪拘置所		大阪拘置所			